

議案第12号

鶴ヶ島市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

鶴ヶ島市国民健康保険税条例（昭和35年条例第17号）の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和4年2月22日提出

鶴ヶ島市長 齊藤芳久

提 案 理 由

地方税法の一部改正に伴い、国民健康保険税の未就学児に係る被保険者均等割額を減額するとともに、国民健康保険税の税率の改正等をしたいので、この案を提出するものである。

鶴ヶ島市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

鶴ヶ島市国民健康保険税条例（昭和35年条例第17号）の一部を次のように改正する。

第5条中「17,000円」を「21,000円」に改める。

第6条の2中「10,000円」を「11,000円」に改める。

第7条中「100分の1.2」を「100分の1.5」に改める。

第8条中「10,000円」を「11,000円」に改める。

第11条第1項中「同条」を「その減額後」に改める。

第19条第1号中「第703条の5」を「第703条の5第1項」に改め、同号ア中「11,900円」を「14,700円」に改め、同号イ及びウ中「7,000円」を「7,700円」に改め、同条第2号中「第703条の5」を「第703条の5第1項」に改め、同号ア中「8,500円」を「10,500円」に改め、同号イ及びウ中「5,000円」を「5,500円」に改め、同条第3号中「第703条の5」を「第703条の5第1項」に改め、同号ア中「3,400円」を「4,200円」に改め、同号イ及びウ中「2,000円」を「2,200円」に改め、同条に次の1項を加える。

2 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下この項において「未就学児」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額（当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額（前項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。）は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

(1) 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

ア 前項第1号アに規定する金額を減額した世帯 3,150円

イ 前項第2号アに規定する金額を減額した世帯 5,250円

ウ 前項第3号アに規定する金額を減額した世帯 8,400円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 10,500円

(2) 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額

次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

ア 前項第1号イに規定する金額を減額した世帯 1,650円

イ 前項第2号イに規定する金額を減額した世帯 2,750円

ウ 前項第3号イに規定する金額を減額した世帯 4,400円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 5,500円

第19条の2中「前条の」を「前条第1項の」に、「前条第1号中「総所得金額」を「前条第1項第1号中「総所得金額及び」に改め、「次号において同じ。）」の次に「及び」を加える。

附則第2項中「第19条」を「第19条第1項」に、「同条中」を「同項中」に、「第703条の5」を「第703条の5第1項」に改める。

附則第3項、第4項及び第6項から第13項までの規定中「第19条」を「第19条第1項」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第5条、第6条の2、第7条、第8条及び第19条の規定は、令和4年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和3年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。